

令和8年度第2回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年5月25日(月) 午後2時から午後4時まで

2 開催場所 利府町役場2階 第1会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員5名) 計14名

会	長	1番	渡	邊	賢		
委	員	2番	鈴	木	ハマ子		
委	員	3番	桂	嶋	賢一		
委	員	4番	小	幡	康子		
委	員	5番	櫻	井	孝一		
委	員	6番	伊	藤	英樹		
委	員	7番	菊	地	豊志		
委	員	8番	郷	家	百合子		
委	員	9番	小	林	寅雄		
推	進	委	員	10番	庄	司	安伸
推	進	委	員	11番	板	橋	秀之
推	進	委	員	12番	伊	藤	信一
推	進	委	員	13番	高	橋	信博
推	進	委	員	14番	赤	間	良一

農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 真文

事務局 鈴木 俊也、橋本 遼翔、小西 芹奈

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

6番 伊藤 英樹 委員

9番 小林 寅雄 委員

日程第2 報告第2号 農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせんの結果報告について

日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について

日程第4 協議第2号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【第2回利府町農業委員会総会】

1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、第2回 利府町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、渡邊 ^{かたし}賢 会長から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶（及び報告事項）

局 長 有難うございました。
それでは、議事に入らせていただきます。
議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、
会長がその議長となり議事を整理するとなっております。
それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは、議事に入らせていただきます。
ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員5名の計14名です。

議 長 日程第1 「会議録署名委員の指名」

会議録署名委員の指名を行います。

6番 伊藤 英樹 委員、9番 小林 寅雄 委員をお願いします。

議 長 日程第2 報告第2号「農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせんの結果報告について」を議題とします。

それでは、事務局から、資料2ページからの内容について説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の2ページをご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業に関連する議案がございますので、説明の順番が変わりますが、報告案件からまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

報告第2号 農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせんの結果報告についてでございます。

ただいま、あっせん委員の鈴木ハマ子委員よりご報告がございましたとおり、5月19日に「農地移動適正化あっせん事業」による農地のあっせんが成立いたしました。

以前から、本あっせん事業により農用地区域内の農地を取得されている[]地区の[]さんの案件となりますが、今回の農地移動適正化あっせん事業に基づき、農地のあっせんを行いました結果について御報告いたします。

番号 R 8 - 1

あっせん委員 鈴木ハマ子委員、伊藤信一委員

あっせん年月日 令和8年5月19日

あっせん内容 売買

農地の内訳 譲渡人（売り手） []
利府町[]字[]番地[]

譲受人（買い手） []
利府町[]字[]番地[]

農地の所在 利府町[]字[]番[] 地目：畑

農地面積 480㎡

売買価格 []円

以上でございます。

議 長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

【質疑等なし】

議 長 ご質問・ご意見等がないようです。
報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 続きまして、日程第3「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請書
に対する許可決定について」を議題とします。

それでは、事務局から5ページ申請番号1から3の内容について、一括して
説明をお願いします。

事務局 資料の5ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定についてでございます。

申請番号1の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の6ページ、現況写真について別綴りの1ページに掲載してお
りますので併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が■■■■地区の■■■■さん、無職の方になります。
譲受人が同じく■■■■地区の■■■■さん、会社員の方になります。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■になります。

地目が登記簿、現況とも畑で面積が480㎡、市街化調整区域内の農用地区域内の
農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う売買による所有権移転になります。

先ほどもご報告いたしましたが、農地移動適正化あつせん事業を活用しての農地
法第3条申請手続きになります。

以前からも同案件が出されており、皆様もご承知のとおりでございますが、今回農

地を取得される[]地区の[]さんにおかれましては、新規就農者となりぶどうをメインに栽培を行うよう、これまでも農地を取得し、農作業を行う準備を行っておられます。

今回取得されることになる農地も、ぶどう栽培の計画地に含まれる場所となり、今回、売り手様との売買についてのお話がまとまったことによるものであります。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

[]さんですが、現状ではまだ会社勤めですので、今後、年間150日間の従事日数を目指していくこととなりますので、今回の申請にあたっては150日間をみなし日数といたします。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

続きまして、資料5ページ、申請番号2の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の7ページ、現況写真について別綴りの2・3ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が[]地区の[]さん、農業者であります。
譲受人が[]の[]さん、農業者になります。

譲渡人と譲受人の関係性は兄妹になります。

申請地は、[]字[]番・[]番の2筆になります。

地目が登記簿、現況とも畑で、面積が2筆合計で2,625㎡、市街化調整区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う、売買による所有権移転になります。

現所有者の■■地区 ■■■さんでございますが、ご主人の■■■さんがお亡くなりになり、ご自身だけでは農作業を行うこともできず、相続した田んぼについては、耕作を依頼しておりますが、畑については、■■■にお住いのお兄さんに託したいということで、今回、農地法第3条申請が出されたものであります。

今回、農地を取得される■■■さんにおかれましては、経営面積が田5,025㎡、畑が今回取得する面積を入れますと4,388㎡、計9,413㎡、約1haの面積となります。

ご自宅近辺の農地を耕作されており、現地はこれまで畑として利用されてきた場所になり、現地にはビニールハウスもあることから、これらも併せて利用したいとのことであります。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

■■■さんですが、農作業歴40年の農業者であります。

年間農作業従事日数は年間260日間であり、奥さんとともにこれまで農業をされてきております。

会社員の息子さんも、農繁期には休日を返上して、農作業を手伝っているとのお話でございました。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいたしております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

続きまして、資料5ページ、申請番号3の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の8ページ、現況写真について別綴りの4ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、貸付人が■■地区の■■■さん、農業者であります。
借受人が■■■の■■■さん、■■■の認定農業者になります。

申請地は、■■字■■■番■■になります。

地目が登記簿、現況とも田で、面積が1,989㎡、市街化調整区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う、5年間の賃借権設定になります。

現所有者の■■■地区 ■■■■さんでございますが、ご高齢によりすでに田んぼについては耕作をやめておられまして、大型ビニールハウスによるトマト・きゅうりの栽培をこれまで行ってきております。

最近では、そのビニールハウスを建てていたところも開発が進み、現在ビニールハウスも1棟のみとなっているところです。

田んぼにつきましては、■■■地区に6反部ほど所有されておりますが、先日お亡くなりになりました■■■地区の■■■■さんが耕作されておりました。

■■■■さんがお亡くなりになられ、ご本人、家族からもどなたかに耕作を頼めなにかということをお願いされまして、事務局でもお願いしつつ、渡邊会長からも■■■地区の農業者にあたっていただきましたが、なかなかいいお返事をいただけないできておりました。

それで、一つ前の案件でお名前が出ましたが、■■■地区の■■■■さん、■■■さんの田んぼを引き受けていただきました、■■■■の■■■■さんがお引き受けいただけることになり、今回、お話をまとめさせていただくこととなったものであります。

■■■さんですが、■■■■の認定農業者であり、地元で4haほどの面積を耕作されており、本町でも5.8haほどを借り受けいただいております。

耕作が困難となった農地を良心的にお引き受けいただいておりますので、大変助かっておるところではありますが、■■■さんは■■■さんで事情もありまして。

地元の■■■■の田んぼにイノシシが頻繁に入るようになってしまい、荒らされるだけでなく、その土地そのものに匂いがしみついてしまっているようでありまして、地元の田んぼの耕作はあきらめたとのことであります。

認定農業者でありますので、耕作面積の実績は必要になりますので、近隣といえますか、通いやすさを求めて利府を選んだという経緯があったようであります。

今後も可能な限りは協力しますというお話もいただいておりますので、今後ご協力をいただければと思っております。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

■■■さんですが、農作業歴45年の農業者であります。

年間農作業従事日数は年間180日間であり、奥さんとともにこれまで農業をされてきております。

息子さん、娘さんも、農繁期には休日を返上して、農作業を手伝っているとのことでお話でございました。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

議長 次に、現地確認等の結果について、番号1は、現地及び今後の耕作者が[]地区になりますので、2番 鈴木 ハマ子 委員から補足説明願います。

番号2は現地在[]地区、今後の所有・耕作者は[]の農業者になりますが、[]地区の農地になりますので、私から、番号3は現地在[]地区で、今後の耕作者は[]の農業者になりますが、[]地区の農地になりますので同じく私から、補足説明いたします。

それでは、まず、鈴木ハマ子委員からお願いします。

鈴木 ハマ子 委員

はい。先ほど事務局から報告があったとおりなんですけれども、5月19日にあっせん委員会が開催されまして、渡邊会長、伊藤信一委員、あとは私と、事務局同席の上、無事契約が成立いたしました。

ですので、あっせん調書が先ほど渡されましたが、後ほどご覧いただければと思います。

渡邊 賢 会長

それでは、番号の2番。

[]地区で意欲的に農業に取り組んでこられました[]さんですが、一昨年お亡くなりになりました。

それで、奥さんの[]さんが相続した畑でございます。

今までも、お二人で草刈りなどをされてきましたけども、[]さんがケガをしてしまいまして、今までのような維持管理ができなくなってしまったということです。

[]さんが亡くなる前に、長男も亡くなっております。

そのこともあって、今までのように農作業ができなくなったということで、兄の[]さんに買ってもらうようにしたようでございます。

今までも、農作業は兄に協力してもらっていたようです。

一昨年、[]さんが借りていた田んぼを返す時も、耕うんしてから返すようになりますが、その時もこのお兄さんの[]さんがトラクターを持ってきて耕うん作業をしてから返却したということもございました。

そのことも、兄の[]さんであればきちんと維持管理をし、畑を耕作していた

だけだと思います。

現地を確認いたしました。現在は写真のように草が生い茂ってしまっていますが、近いうちに草刈りを行いまして、写真に写っているハウスも一緒に作っていくことを確認しております。

以上でございます。

続きまして、番号3でございますが、[]さん、[]の方ですけれども、事務局から説明があったように、経営規模を拡大し、意欲的に営農活動に取り組んでおられます。

今回借り入れることになります[]の[]番[]も、写真のように田植え作業が終了しております。

耕作者がなかなか決まらなかったこともあって、田植え時期と重なってしまいましたので、今回の申請、許可前ではありましたが、当人同士了承の上、許可前ではありましたが、先行して田植え作業を行ったものであります。

維持管理状況も特段問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

発言のある方は挙手願います。

菊地 豊志 委員

はい。番号2番の[]の件なんですけど、前の資料では譲渡人と譲受人、表記が逆ではないかと思います。

事務局 名前ですか？

菊地 豊志 委員

前の資料ってありますか？

[]さんが譲受人になってるのね。

事務局 はい、氏名が左右逆になっておりました、大変失礼いたしました。

菊地 豊志 委員

それから、もう一つ。

[]番の写真がないようなんだけども。

この写真に[]番って写ってるのかな。

事務局 3ページのハウスが写ってる方が■■■■番の写真ですね。
表記がどちらも■■■■番になっておりました、申し訳ございません。

伊藤 信一 委員

はい。それでは、関連した質問なんですが、実は今回■■■■の■■■■さんが作ってくれるということで、町外の方ですよね？

町内ですと、■■■■さんとか■■■■さんとかいて、年代もわかるんだけど、この■■■■さん以外に、■■■■さんって名前も出てくるんだけど、町外の方で利府町のほ場を耕作しているって何人くらいいて、それからこの■■■■さんに関しては、何歳くらいの方なのか教えてもらえませんか？

事務局 なるほど。えーっと、まず■■■■さんは68歳ですね。
あと、お名前が度々出てくるのは■■■■さんですね、■■■■さんは77～78くらいでしょうかね～。
あとは、■■■■沿いで、■■■■の方が所有されているといった感じでしょうか。
■■■■沿いは■■■■の方が多いんですよね。
■■■■の方は自己所有地ということになります。

伊藤 信一 委員

なるほど、そうなんだね～。

じゃあ、今の■■■■さんと■■■■さんくらいなのかな。

事務局 そうですね、名前をお見掛けするのはこの二人ですかね～。

伊藤 信一 委員

わかりました、ありがとうございます。

議長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

【質疑等なし】

議長 それでは、質疑がありませんので、これより、採決を行います。
本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございました。
 全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議 長 次に、日程第4 「協議第2号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。
 それでは、事務局から資料9ページからの内容について説明をお願いします。

事務局 続きまして、協議第2号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

 資料の9ページをご覧ください。

 先月の総会で令和8年度の目標設定について協議し、承認をいただいたところですが、今回は、昨年令和7年度の農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実績を公表するため、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」について、協議するものであります。

 この案件について承認が得られた場合、農業委員会等に関する法律第37条、農業委員会等に関する法律施行規則第15条及び平成28年の農林水産省通知に基づき利府町ホームページにて公表するものであります。

 内容につきましては、令和7年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況ということで、昨年の5月に設定しました目標に沿いまして、各委員の皆様のご協力のもと令和7年度に取り組みました内容の結果となります。

 まず、ローマ数字のⅠ 農業委員会の状況の 1 のところに農業委員会の現体制を記載しております。

 各委員数及び農業委員の内訳になりますので、こちらは記載のとおりですので説明は省略いたします。

 続いて、2番、農家・農地等の概要ということで、町内の農業者数、耕地面積を記載しております。

 農家数、農業経営体数、耕地面積につきましては、様式の表の下に※にて記載がありますとおり、農林業センサスの数値、作付面積統計の数値に基づき記載する旨指示がありますことからそのように記載をしております。

農林業センサスに基づく数値ですが、農林業センサスは農業者へのアンケート調査結果を集計したものになります。

アンケート調査ということになりますので、当然未回答の農業者もいることから、農地台帳面積の数字とは合わないことにはなってしまいます。

次に、農家数でございます。

総農家数が301、農業経営体数が202、基幹的農業従事者数が232人となっています。こちらにつきましても農林業センサスに基づく数値となります。

基幹的農業従事者数232人の内、女性87人、40代以下が10人となっています。こちらの数値も農林業センサスの数値となります。

昨年度、新たな農林業センサスの調査がございました。

現在その数値がまとめられているかと思いますが、今後、各数値が最新のものに更新されることとなりますので、次回以降についてはこのあたりの数値が最新の数値に入れ変わるようになってまいります。

次に、認定農業者数の経営体数が19、基本構想水準到達者が1、認定新規就農者数が3、農業参入法人が2、集落営農組織が1となっております。

10ページをご覧ください。

ローマ数字のⅡ 最適化活動の実施状況についてでございます。

1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題のところですが、昨年4月現在で、管内農地面積が375haでございます。

これまでの集積面積、担い手の賃貸借、売買等によって増加した分を含む担い手の経営面積になりますが、こちらが51ha、割り替えしました集積率が13.6%となっております。

②目標のところですが、令和8年3月末までの実績、表の左下になりますが、集積目標について59haを目標としておりました。

これに対し、③実績、左の中になりますが、51haという結果になりまして、目標に対する達成状況としますと、③表の左下になりますが「86.5%」という結果になりました。

下段に農業委員会の点検結果という欄にまとめておりますが、「農地の集積」につきましては、毎年、集積率の向上に向けて、各農業者特に担い手の方々を中心にご協力をいただきながら進めているわけですが、耕作が困難となっ

た農地をお引き受けいただいている一方で、担い手の方々におかれましても、もう引き受けるのがいっぱいいっばいで、やはり限界感が見えてきているのかなという状況です。

今はまだ耕作することができているのでというお話も各農業者の方からお話をいただきますが、個人で農業を続けていくのは難しい現状になってきているのかなと考えられます。

そのためにも、個人経営から農業を請け負う会社、法人ですね、これを立ち上げ、会社として地域の農地を請け負い、会社として農業を行っていく土台作りが必要であると考えております。

今後、J A仙台ともこの件に関しましては、お話をしていなければならないと思っております。

次に（２）、遊休農地の発生防止・解消のところでは。

① 現状及び課題です、現状ですが、昨年度の農地利用状況調査により判明した遊休農地は表に記載のとおり「23ha」でありました。

うち緑区分、緑区分というのは人力で草刈りなどを行えば農地として再利用できるレベルになりますが、こちらが10haでした。

また、黄色区分、黄色区分というのは、人力では農地に戻すことが困難で、機械を入れて草や木を除去しなければ農地として再利用できないレベルになりますが、こちらが13haでした。

下に課題をまとめておりますが、農家の高齢化や後継者不足等により遊休農地の増加が予想されることから、受け手となる担い手の確保が改題であるといいました。

現状、遊休農地となってしまうところを元の農地に戻すということは所有者が高齢者である以上はなかなか進まないといいますが、進められないのが現実かなというところもあります。

事務局の方でお願いをしまして、機械を入れて草を刈っていただいた農家さんもいらっしやいまして、耕作はできずとも最低限の管理に行き届いたところもございます。

一番は、現状、きちんと耕作されている農地が遊休農地にならないような手を打つ必要があり、そちらがより重要になってくるのではないかと考えております。

②の目標に記載しましたとおり、下段ですね、本案件を公表することが義務付けられた令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積が基準といいますが、前提にございまして、面積は「14ha」でした。

このうちの5分の1の面積を毎年の解消面積にしましょうということなんです
ね。

それとは別に、新たに発生する遊休農地があれば、そちらはそちらで解消して
いきましょう。そのような目標数値にはなりません。

次のページ、③に実績がありまして、「今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面
積 1.2ha」とありますが、この1.2haというのが、先ほど説明させて
いただきましたとおり、事務局の方でお願いをしまして、農家さんの方で機械を
入れて草を刈っていただき、とりあえず、耕作までは行きませんが、遊休農地か
らははずれた面積ということでございます。

解消目標面積2.8haに対し、解消実績面積が1.2haでしたので、目標
に対する達成状況は割り替えし、42.9%となりました。

徐々にでも、このように根気強くお願いをし、少しずつでもこの面積を減少さ
せないことには遊休農地の分母だけが増えていってしまうことになりますので、
できる限り遊休農地とならないよう、遊休農地としないよう、農業者の皆様に対
し、今後も周知等を行っていきたいと思います。

中段の④につきましては、ただいまご説明いたしました農地利用状況調査の実
施内容をまとめた表になります。

次に、(3)新規参入の促進です、①の現状及び課題のところになりますが、令
和4年度から令和6年度までの新規参入者を記載いたしましたが、令和4年度に
2経営体、令和6年度に1経営体が新規参入しております。

②の目標のところですが、農地法第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤
強化促進法第19条に基づき公告された権利移動面積ということで、現状は廃止
となりましたが「利用権設定」による農地の賃貸借の面積になります。

令和4年度「18ha」、令和5年度「11ha」、令和6年度「17ha」、平
均が「15ha」となっております。

新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の
面積「1.5ha」と記載しておりますが、これは、上段の過去3年間に権利移
動のあった面積平均の1割以上を目標とすることになっていることから、過去3
か年平均の「15ha」⇒この1割ということで「1.5ha」としておりま
す。

次のページに③実績を記載しておりますが、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積 1.5ha」としております。

昨年中に、あっせん事業の関連もございますが、農地の売買・賃貸の希望がある農地所有者の同意をいただき、町ホームページにおいて、農地の所在、面積、農地区分などを広く一般に公表をはじめました。

そちらの面積が「1.5ha」になりましたので、ちょうど目標の1.5haと同面積になったということであり、達成状況が100%となったものであります。

下段に（参考）とありますが、令和7年度の新規参入者の参入状況です。

先月の総会時にもご報告させていただきましたが、令和7年度に農業に新規参入した経営体が3つございます。

元観光梨園を継承し、株式会社を立ち上げて新規就農した「XXXXXXXXXXさん」、農地所有適格法人を設立し、赤沼でブドウ栽培を始めた「XXXXXXXXXXさん」、認定新規就農者となり農地移動適正化あっせん事業を活用し、農地を取得され、ブドウ栽培を今後進めていく計画にしております「XXXXXXXXXXさん」の3経営体です。

この3経営体が昨年取得された農地の面積が記載の「2.3ha」となっております。

2 最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ということで、委員1人当たりの活動日数ですが、目標を設定する際に委員の皆様にも必ずお話しておりますが、「月10日」を目標としております。

(2) 活動強化月間の設定、①目標のところですが、活動強化月間の設定回数については、「年3回」を目標といたしました。

内容等につきましては、表に記載のとおりとなり、遊休農地の解消ということで年間3回の委員全員での農地パトロールを計画し、緑区分農地の解消に向けた方策検討を行うことといたしました。

結果につきましては、その下の②実績に記載しておりますとおり、「年2回」、6月・11月総会終了時に農地パトロールを実施し、各委員間で町内遊休農地を確認するとともに情報の共有を図りました。

(3) 新規参入相談会への参加ですが、①目標 新規参入相談会への参加回数を年1回としておりました。

下の②に実績を記載しておりますが、相談会への参加はできませんでした。
ただし、新規で農業をやりたい、農地を求めたいといった相談があったときは、随時対応しております。
以上でございます。

議長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

伊藤 信一 委員

はい。あの～、毎年、2～3回ほどですね、農地パトロールしてますよね？
あのときのリストというのは、毎回事務局からくるわけなんですけど、パトロールするにあたって、見る場所というのはどうやって決めてますか？

事務局 はい。まずですね、パトロール年3回予定しておりますので、遊休農地を委員の皆様に見ていただく回、それから、その年度に申請・届出がされた転用案件の現地を見ていただく回、各委員の情報共有という意味合いもございます。

やはり、担当地区の委員さんしか現地を確認する機会がないということもありますので、転用案件が出されたところを見ていただいております。

パトロールするにあたっては、前年度の農地利用状況調査を実施して、ここっでこれまできちんと耕作されてたのに、何でこんなに荒れてしまったんだろうといった場所が出てくるわけですから、そういった場所をピックアップして見ていただいております。

何でそうってしまったか、遊休農地になってしまうにあたって、こういった理由が考えられるのかというところを想定しながらといいますか。

あとはですね、もう長年、草が伸び放題のような場所、事務局で除草依頼の通知を出してもちょっと対応いただけないような場所ですか。

委員全員で現地に参りますので、ハイエースとかで行くじゃないですか？
車である程度入って行けるような場所を選定しなければならないといったこともあります。まあ、これはおまけですけど。

見る場所としてはそういった内容を考慮して選定しております。

特に基準などがあるわけではございません。

一番は、やはり委員の皆さんには見ていただきたいなというところはリストアップするようにしております。

それプラスアルファで、この後の事務連絡でお話ししようと思っていたんですけど、各地域で、ぜひ委員さんの方で他の委員さんに見てほしいといった場所があれば教えていただきたいと思います。

実は事務局で把握できていないような場所がある可能性もありますので。

伊藤 信一 委員

過去のパトロールで、盛土工事してずーっと来ているところもありましたよね？赤沼の方とかも、工事いつ終わるんだろうっていうところ。

そういうところに例えば、経過を知りたいっていうこともあるわけですよ。議事録あればいいのかなと。件数そんなにはないはずだけどね。

事務局 そうですね。この後に履行確認報告をいただくようになりますが、これまでの申請等の履歴ありますけども、一応ここから去年はピックアップしたということです。

会長の担当なんですけど、[]で住宅建築するって、平成15年に許可して、平成23年に初期確認してそのまま止まってしまっているものですか、皆さんで見に行きましたが覚えてらっしゃいますでしょうか？

このような案件ですよ。長年、この表に残ったまんまになってしまっている案件、[]の[]とかも見に行きましたよね。

案件として古いところから、去年は見に行きました。

そして、前回の総会で話題になりましたが、[]の盛土の件、転用ではないんですけど、盛土して高さが高くなってきている、[]のところの案件です。

伊藤 信一 委員

ここ見に行ったのは、現地があんなことになる前でしたよね？

事務局 そうです、こんなことになる前です。

ちょうど施工業者が変更になった頃でした。

毎回、この総会資料の後ろにお付けする表は、転用案件だけではなく現状変更箇所も載せてますので、パトロールも転用案件と現状変更案件の場所の両方を選定しております。

伊藤 信一 委員

これ、パッと見ると、この確認表の中で県許可ってありますね、期間が大分経過してしまったものって、どうしても忘れてしまうじゃないですか？

だから、当時の議事録があるとね、いいんじゃないかなって思いまして。

事務局 今年度の農地パトロールの第1回目が来月総会終了後になるわけなんですけど、ちょっとそのときは議事録の準備をするには時間が厳しいと思いますので、その

次、9月、11月のパトロールに合わせては議事録引っ張り出して準備したい
と思います。

9月だと委員改選後で、新体制になってしまいますけどね。

6月・・・、う～ん、ちょっと厳しいかとは思いますが、現体制で行く最後
のパトロールになりますから、何とか準備してみたいとは思っています。

現場確認するにあたって、内容などを思い出していただいたり、イメージして
もらえるように事前に資料をお渡しできればと思います。

議 長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

【質疑等なし】

議 長 ご質問・ご意見等がないようです。

協議案件でございますので、これで承認いたします。
事務局においては、速やかにホームページ等で公表するようお願いします。

議 長 次に、その他に移ります。

15ページから17ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委
員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

事務局 すみません、初めのところで。

豊志委員の案件で、1209番の許可日のところ、前回指摘を受けまして、許
可日を入れておいてくださいと言われておりましたが、この許可書の写しを綴る
ところを間違えたのか見つけられないでしましまして、見つけ次第入力するよう
にいたしますのでよろしくお願いいたします。

各業者から完了報告書が上がってきている案件はございませんね。

議 長 はい、それでは他にございませんか？

では、ないようですので、(1) 履行確認について、を終了します。

議 長 次に(2)、次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の第3回総会の日程でございますが、令和8年6月24日（水曜日）となります。

総会開催後に第1回農地パトロールを実施いたしますので、開始時間を30分繰り上げて、午後1時30分から、利府町役場2階 第2会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、次回は令和8年6月24日（水曜日）の午後1時30分から役場2階の第2会議室で開催いたしますので御参集願います。

農地パトロールがございますのでよろしくお願いいたします。

議 長 他に委員の皆さんからご意見などございませんか。

高橋 信博 委員

すいません。今年の2月の総会のことですね、[]の[]の隣の農地なんですけど、私、自分の田んぼに行くときそこを通るんです。

それで、そこが第3条の許可申請が出されたと思うんですけど、表土が削られてて・・・、畑として使うではなかったかな～って思ってます。

何か平らにしちゃってね、それで、見る限り資材置き場にでもしちゃうような状況で気になっていたんですが。

事務局 伊藤英樹委員と伊藤信一委員からも同様のお話をいただいております。

それで現地を確認しに行ってまいりました。

現地ですね、丁張をしまして、土留めもしてて。

一番はユンボが入っていたことが気になりました。

農地の奥側に竹が生えておりまして、それを取り除いて。

今回、この農地を購入された本人に聞き取りをいたしましたところ、憤慨されてしましまして、自分はきちんと農地として使うために購入している。農地として使うのに支障になっている要因を除いているだけなのに、何でそんなことを言われなければならないのか？ということでした。

疑うわけではなく、元々農地だったところを購入されたわけですから、そこにユンボが入ったり、丁張がされていたり、砂利が敷いてあったりしたら、あれって不思議には思いますよ？ということをお伝えはしました。

聞いたところ、ご自身で現地の手直しをやっているのではなくて、購入した方がいいが、まさかこんな状態だとは思わなかったということのようです。

ただ、購入を決めるときに現地は当然見るじゃないですか？

どんなところかも見ないで購入しますか？ってお話です。

現地確認して、納得した上で購入しますよね？

それなのに、現地に竹がたくさん生えてる、大きな石がごろごろしてるということをお話されておりました。

それで、元の地権者にそういった竹とか石を取り除いてもらってるということのようです。

間違いなく畑として使うので、畑として使っていない、間違った使い方をしてるので指摘されるのであれば納得もするが、今の状況で言われるのは納得いかないということです。

伊藤 英樹 委員

すいません、あの～、電話した時に土地の一部に砂利入れてるって私言いましたよね？

事務局 あの部分是最初から砂利どころかコンクリート打ってましたよって話でした。

小林 寅雄 委員

いや～、そうではないな～。

あそこに車置くんでしょ？

車置くんであればまだわかるけども。

事務局 車もですし、簡易トイレを置きたいと言ってました。
長時間、現地にいたときに、やはりトイレがないと大変なのでということで。

伊藤 信一 委員

その辺はいいんだけど、そもそも出発点！

■で農業の手伝いしているってところから始まるわけですよ。

小林委員が担当になり、小林さんもおかしいと。

効率化条件の担保が取れないと。

現地でやっているところの写真を見せてほしいよね～となったわけです。

そんなこんなしているうちに、竹をユンボで除去し始まったわけです。

元の地権者にも裏付けも取ってきました。

元の地権者に手直しをさせているということだがと聞きましたが、そんなことはありませんということでした。

事務局 まず、間違いなく耕作するということは本人から直接確認しましたので、現地は今後も注視していきたいと思えます。

議 長 他にございませんか？

それではなければ事務局からお願いします。

事務局 それでは、最後に事務連絡になります。
別紙でお配りいたしました事務連絡をご覧ください。

1 番です。前回総会から会長等が出席した行事報告です。
会長あいさつの際に、会長から報告いただきました通りです、記載のとおりですので省略させていただきます。

2 番です。先ほどの説明の中でも申しましたとおい、農地パトロールの関係です。

来月の3回総会終了後に第1回農地パトロールを開催いたします。

計画では、6・9・11月総会終了後の実施を予定しております。

農地パトロール実施月の総会は、開催時間を30分繰り上げて、午後1時30分から総会を開催いたしますので、ご承知おきください。

それから、農地パトロール開催月の総会には、最初から作業着着用でお越しください。その際、長くつもご持参いただきますようお願いします。

こちらもお話ししましたが、各地区で他の委員に見てほしい箇所がある場合は、ぜひ事務局までご一報ください。

3 番です、農地パトロール強化月間についてです。

先月総会で承認いただきましたが、今年度の最適化活動の目標の中で、9～1月の期間をパトロール強化月間に定めております。

本期間中は各委員が一斉に同じ活動をし、他の月よりも活動内容や頻度が向上していると客観的に認められるようにしなければなりませんので、強化月間中は担当地区のパトロールの日数を増やしていただくようお願いします。

以上でございます。

議 長 他にございませんか？

それでは、その他を終了します。

これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 ありがとうございました。

5 閉 会

局 長 最後に、閉会のご挨拶を 鈴木 ハマ子職務代理者からお願いします。

(鈴木ハマ子 会長職務代理 閉会挨拶)

局 長 ありがとうございました。
 以上をもちまして、第2回 農業委員会総会を閉会いたします。
 お疲れ様でした。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和8年6月24日

6 番委員

伊藤 菜穂



9 番委員

小林 実雄

